

役員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会（以下「当法人」という。）の定款第22条で定められている役員の選任についての事項を定める。

2 役員選挙は、理事および監事について、それぞれ個別に行う選挙をいう。

(選挙の事務および管理)

第2条 役員選挙の事務および管理は選挙管理委員会（以下、「委員会」という）が中立公正に執行する。

2 委員会の委員の任期は当該選挙の告示に始まり、当該役員の選任をもって終了する。

3 委員会は、2人以上5名以内の委員により組織する。委員の選出は理事会に委任する。ただし、委員は立候補者を兼ねることが出来ない。

4 委員会は、選挙管理補助員をおくことができる。ただし、選挙管理補助員は立候補者を兼ねることが出来ない。

5 委員の互選により選挙管理委員長を決する。選挙管理委員長は委員会を代表し、その事務を統括する。

(招集および開催)

第3条 委員会は、役員等の選任および解任を行う総会の開催に先に立ち招集し、開催する。

(立候補者)

第4条 役員選挙の立候補資格は当法人正会員とする。

(選挙権)

第5条 選挙権は、事業年度の末日現在における正会員を、当該事業年度の終了後に招集される定時総会および翌事業年度中に開催される臨時総会に関して議決権を有する正会員とする。

(選挙の告示)

第6条 任期満了による選挙の告示は、理事会の決議を経て実施する。なお、役員に欠員が生じた場合、理事会の決議を経て当該役員の補欠選挙を実施するものとする。

(立候補の届出)

第7条 役員選挙に立候補しようとする者は、委員会が別に定める書式に従い、選挙権をもつ正会員のうち本人および立候補予定者除く10名の推薦人を署名捺印のうえ、当該選挙の告示の届出期間内に委員会に届出なければならない。

2 推薦人は理事立候補予定者1名、監事立候補予定者1名まで署名捺印することができる。

3 前項の届出が適正に行われていない場合、委員会はこれを受理拒否することができる。

(立候補者名簿の作成)

第8条 委員会は、届出のあった立候補届出書に基づき、理事、監事ごとの立候補者名簿を作成する。

(立候補者の報告および通知等)

第9条 委員会は、立候補者名簿に従い、理事会に各役員選挙の立候補者氏名等を報告する。

2 委員会は、選挙の2週間前までに前項の立候補者氏名および地域名、選挙期日等を立候補者名簿により選挙人に通知しなければならない。

(投票等)

第10条 委員長は、立候補者が各役員の改選定数を超過している場合は、当該役員の選出につき投票に付さなければならない。

2 委員長は、立候補者が各役員の改選定数を超過しない場合は、その立候補者が信任投票に付さなければならない。

(投票の実施)

第11条 役員選挙は、次の要領で行う。

2 投票の方法は、委員会が別途に定めるものとする。

3 投票の効力は委員会が決定する。ただし次の投票は無効とする。

(1) 所定の用紙を使用しないもの。

(2) 被選挙人の氏名以外のものが記載されたもの。

(3) 改選定数を超過する数を記入されたもの。

(4) 同一選挙人が複数投票された場合。

(5) 委員会で定める選挙期日後に到着したもの（開票前に到着したもので選挙期日までの消印のあるものは有効とする）。

4 委員長は、集計結果を精査した上、得票数の上位から各改選定数の員数をもって当選人として、総会の議場にこれを報告しなければならない。なお、得票数が同一のため当選人が改選定数を超過する場合は、委員長が指示する簡便な方法をもって決する。

(再選挙)

第12条 第10条第2項のただし書により信任決議を実施した結果、不信任とされた場合、または立候補者が当該役員の改選定数に満たない場合は、欠員となる当該役員につき再選挙を行わなければならない。ただし、再選挙の立候補手続および選出方法等については、委員長の指示する方法によることができる。

(報酬)

第13条 委員会の委員は無報酬とする。

2 委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(記録の保存)

第14条 委員会は投票の記録を作成し、全投票とともにこれを当該選挙にかかる役員の任期中は保存しなければならない。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日に一部改正する。

この規程は、平成29年7月1日に一部改正する。